

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 25 日	
高知市長 桑名 龍吾 殿	
提出者 住 所 高知市仁井田1631番地8	
氏 名 株式会社 新創 代表取締役 吉良 裕児 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 088-802-5010	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	高知競馬場馬糞集積所建設工事（他10件）
事業場の所在地	高知県高知市長浜（他10件）
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	建設業：完成工事高 2,813,894千円（前年度実績）
③従業員数	97 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	○建設工事で発生したがれき類は、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約の再生処理業者で再生砕石として再資源化。 ○建設工事で発生した紙くず、木くず、繊維くず、ガラス陶磁器類、廃プラ類は、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、委託契約の処分業者にてチップ・燃料・肥料等の再資源化分と、再資源化不能分は、焼却・埋立処分される。 ○建設工事で発生した金属くずは、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、再生処理業者（圧縮・切断）で再資源化。 ○建設工事で発生した混合廃棄物（廃プラ類、金属、木、紙くず等）は、自社若しくは委託した収集運搬業者にて運搬し、処分業者（焼却・埋立）で最終処分される。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)						
代表取締役 中土佐支店 各工 事 作 業 所 窪川事業所 各工 事 作 業 所 管理部 営業部 建築部 各工 事 作 業 所 各倉庫 土木施工統括 陸上 土木部 各工 事 作 業 所 港湾 土木部 各工 事 作 業 所 設計 積算部 安全品質 環境部						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
	排出量	9.7 t	2.3 t	19.7 t	0.1 t	6.1 t
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器類	がれき類	混合廃棄物		
	排出量	1063.3 t	1,904.1	1.2 t		
(これまでに実施した取組) 従業員及び協力業者を対象に以下の事項 ○廃棄物の排出抑制、資材の繰り返し利用の周知・指導。 ○設計、施工段階での再生資源活用 of 指導。 ○廃棄物の分別、適正処理に関する周知・指導。						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
	排出量	9 t	2 t	19 t	0.1 t	5 t
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器類	がれき類	混合廃棄物		
	排出量	1 t	1500 t	1 t		
(今後実施する予定の取組) ○現状の取組のとおり今年度も実施予定。 建築工事等各工事で解体が多く見込まれており、確実な分別・適正処理を社内安全パトロール時等でもしっかり確認・指導をする。						
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○建設工事では工事内容により多種の廃棄物が発生するので、確実な分別の指導を徹底。 ○がれき類・木くずは再資源化率が高いので、他と混入しないよう分別指導を徹底。 ○広いヤードの事業場では、種類別に集積箱を設置するように指導。					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○現状の取組のとおり今年度も実施予定。					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
	全処理委託量	9.7 t	2.3 t	19.7 t	0.1 t	6.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.05 t	0.6 t	2.2 t	0.0 t	0.7 t
	再生利用業者への処理委託量	9.65 t	1.7 t	17.5 t	0.1 t	5.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器類	がれき類	混合廃棄物		
	全処理委託量	1,063.3 t	1,904.1 t	1.2 t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.6 t	0.0 t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,063.3 t	1,903.5 t	1.2 t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
	○委託先は委託基準に従い、地理的な現場条件等を踏まえ、再生利用業者を優先選択にて検討し、適正な委託契約を締結する。					
	○委託契約締結後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付を確実にを行い、適正に内容が記載されているか、E票まで整理できているか等を確認後、5年間保管する。					

	②計画	【目標】					
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず
		全処理委託量	9 t	2 t	19 t	0.1 t	5 t
		優良認定処理業者への処理委託量	2 t	1 t	3 t	0.0 t	3 t
		再生利用業者への処理委託量	7 t	1 t	16 t	0.1 t	2 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
		産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器類	がれき類	混合廃棄物		
		全処理委託量	1.0 t	1,500 t	1.0 t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0.5 t	10 t	0.5 t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	0.5 t	1,490 t	0.5 t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
		(今後実施する予定の取組)					
		○現状の取組のとおり今年度も実施予定。 建築工事等各現場で解体が多く見込まれており、確実な分別・適正処理を社内安全パトロール時等でもしっかり確認・指導をする。					
	※事務処理欄						

備 考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。